

島根原子力発電所 サイトバンカ建物の巡視業務の未実施等に係る現地確認（第1回）結果

令和2年7月1日
鳥取県危機管理局原子力安全対策課
米子市総務部防災安全課
境港市総務部自治防災課

1 日時 令和2年5月26日（火）午前9時30分～午後3時45分

2 場所 島根原子力発電所（島根県松江市鹿島町片句654-1）

3 確認者 鳥取県職員2名、米子市職員2名、境港市職員1名

4 対応者 中国電力株式会社 島根原子力発電所長ほか

5 内容

(1) 背景

島根原子力発電所サイトバンカ建物の放射線管理区域内の巡視業務を協力会社が適切に実施していなかった事案（令和2年2月16日発生）、及び固体廃棄物貯蔵所の内部を巡視によらず、保安規定に基づく社内規定で定めた巡視の定義と異なる中央制御室からの監視カメラによる確認としていた事案について、5月13日の原子力規制委員会で保安規定違反（監視）と判定された。

県では、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第11条第1項の規定に基づく現地確認を米子市、境港市と合同で行った。

(2) 確認概要

5月13日に報告のあった中国電力からの調査結果等の内容について、現地において、関係者への聞き取り、書類・記録の確認、現場の確認を行った。

(3) 確認結果

①サイトバンカ建物の巡視業務の未実施

〔書面確認〕

- ・巡視業務に係る法令要求、社内文書（保安規定等）、委託業務の選定基準等を確認した。
- ・事案発生時の状況について、当該者の証言、書類・記録等を確認した。
- ・巡視を実施しなかった日（当該日を含む計32日）の放射線量データをチェックし、設備に異常がなかったことを確認した。
- ・中国電力が行った調査結果について聞き取りを行い、直接的な原因の分析結果等を確認した。
- ・分析した原因に対する再発防止対策の取組方針について確認した。

〔現場確認〕

- ・実際に建物の管理区域内を巡視経路に沿って移動し、巡視ルート、巡視項目、運転員の勤務体制、巡視結果の報告手順等を確認した。

②固体廃棄物貯蔵所の巡視業務の不備

〔書面確認〕

- ・巡視業務の根拠規定、方法や頻度について聞き取りを行い、事案発生の経緯、安全性への影響がないこと等を確認した。
- ・事案指摘後は中国電力社員による1日1回の巡視を実施するようにしたこと、今後、巡視の定義を満足させるよう適切な巡視のあり方について検討を行うことを確認した。

〔現場確認〕

- ・実際に現場で監視カメラの設置箇所、検知範囲、廃棄物の配置状況等を確認した。